

第7回 岬町長杯ヨットレース

帆走指示書(SI)

第7回岬町長杯ヨットレース_帆走指示書_ver1(2024年4月4日発行)

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。

これは、規則 60.1(a)を変更している。

[SP]の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができるることを意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。

[DP]の表記は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。

1. 規則

1-1 本レガッタには、「セーリング競技規則 (RRS)」に定義された規則を適用する。

1-2 レース公示と当帆走指示書に矛盾が生じた場合は、帆走指示書を優先する。

1-3 外洋特別規定(OSR)2024-2025 附則 B インショアレース用特別規定並びに OSR 国内規定を適用する。

1-4 付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS A10 を変更している。

1-5 「関空一周ヨットレース」については、World Sailing 試行規則 DR21-01(代替スタート・ペナルティ) に従い、定義スタートを次のとおり変更する。但し、「インショアレース」については、定義スタートは RRS 通りである。

スタート 艇体がスタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合にはその規則に従い、艇体の一部がスタート・ラインをプレスタート・サイドからコース・サイドに向かって、以下のいずれかのときに横切る場合、艇はスタートするという。

(a) スタート信号時またはスタート信号後に、または

(b) スタート信号前の最後の1分の間に艇が定義スタートの(b)項に従ってスタートする場合、

艇はスタート・ラインのプリスタート側に戻って、定義スタートの(a)項に従ってプリスタート側に戻ってもよい。

艇はそうしない場合、艇の所要時間に5%追加されなければならない。

1-6 「IRC」クラスについては、以下も適用する。

1-6-1 IRC Rule 2024 Part A,B,C(但し、以下を変更する)

艇に搭載するセールを変更することができる(21.1.5(d)の変更)。

証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない(22.4 の変更)。

2 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。

3 選手とのコミュニケーション

3-1 競技者への通告は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室外側窓に設置された公式掲示板に掲示される。

3-1 レース本部は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室に位置する。

連絡先 TEL : 090-4645-2228 (大会当日限り)

4. 行動規範

4-1 [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

5. 陸上で発する信号

5-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。

5-2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を30分以降と置き換える。

5-3 [DP] 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「艇は、この信号が発せられるまでハーバーから離れないよう求められる」ことを意味する。予告信号は、予定された時刻より前、または D 旗が掲揚された後 60 分より前には発せられない。

6. 日程

| | | |
|---------|-------------|--|
| 5月3日(金) | 08:30-09:15 | 大会受付、出艇申告（ヨットハウス（管理棟）1F外側） |
| | 09:20-09:40 | インショアレース 艇長会議（ヨットハウス（管理棟）前） |
| | 10:55 | 最初のレースの予告信号 |
| | 18:00- | ウェルカムパーティー（大阪府立青少年海洋センター特設会場） |
| 5月4日(土) | 07:30-08:30 | 出艇申告（ヨットハウス（管理棟）1F外側） |
| | 08:00 | 「関空一周ヨットレース」艇長会議（ヨットハウス（管理棟）前） |
| | 09:45 | 予告信号 |
| | 14:00 | 第1レース タイムリミット |
| | 15:30 | 第2レース タイムリミット |
| | 17:30 | 表彰式（大阪ベイ淡輪ヨットクラブハウス前）（予定） 【ただし、レースの終了時刻により変更の可能性あり】 |

※GPSトラッキング装置は受付時に受取る。4日レース終了後帰着申告時返却する。

※艇長会議、ウェルカムパーティー、表彰式については、実施方法等を変更する場合がある。

7 クラス旗

7-1 [DP][NP]参加艇の識別のため、艇はゼッケンをマストより前方、両舷ライフラインにとりつけなければならない。

7-2 クラス旗は、「インショアレース」「関空一周ヨットレース」とともに次の通りとする。

| クラス | クラス旗 |
|-----|---------|
| A | 白地に赤字 A |
| B | 白地に青字 B |
| C | 白地に緑字 C |

※ なお、「岬町長杯ヨットレース」としては参加全艇がひとつのクラスであり、A・B・C は「関空一周ヨットレース」のみのクラス分けである。

8. レースエリア

5月3日インショアレース

レースエリアは、淡輪ヨットハーバー沖水域とする。

5月4日「関空一周ヨットレース」

レースエリアは、大阪湾南部の淡輪ヨットハーバーおよび関西国際空港を囲む水域とする。

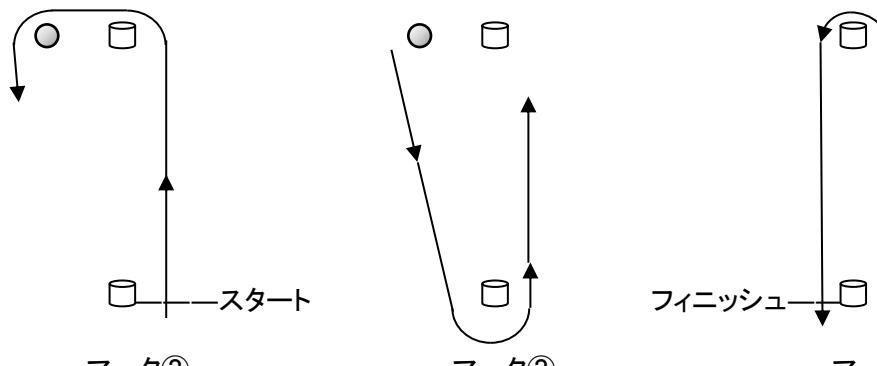
【インショアレース】 次の 9.~20. の項は、5月3日のインショアレースに適用し、5月4日の「関空一周ヨットレース」では、関空一周ヨットレースの帆走指示書の 9.~20. に読み替えることとする。

9. コース

9-1 コースはウインドワード/リーウードコースとし、見取り図は通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

【コース】 スタート → マーク① → オフセットマーク → マーク② → マーク① → フィニッシュ

| | | | | |
|--------------|------|--------------|------|------|
| オフセット マーク | マーク① | オフセット マーク | マーク① | マーク① |
|--------------|------|--------------|------|------|



9-2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇にマーク②からマーク①へのおよそのコンパス方位および距離を掲示する。

10.マーク

- 10-1 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と黄色の円筒形(膨張式)ブイのマーク②である。マーク①は黄色(膨張式)の円筒型ブイ、オフセットマークはオレンジ色球形ブイである。
- 10-2 帆走指示書 13「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は赤色の円筒型(膨張式)ブイである。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11.スタート

- 11-1 レースは、RRS26 に従ってスタートする。

| 信号 | 旗と音響 | スタート信号までの時間 |
|------|---------------|-------------|
| 予告 | クラス旗・音響 1 声 | 5 分 |
| 準備 | P 旗・音響 1 声 | 4 分 |
| 1分 | 準備旗降下・長音 1 声 | 1 分 |
| スタート | クラス旗降下・音響 1 声 | 0 分 |

- 11-2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。
- 11-3 [NP] スタート信号時に、艇が RRS29.1(個別リコール)に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHF74ch で、その艇のセール番号またはゼッケン番号を送信するよう努める。送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりしても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。
- 11-4 スタート信号後 5 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは RRS A 5.1 と A 5.2 を変更している。

12.スタート後のコースの短縮

スタート後、状況に応じてコースを短縮することがある。

回航マークにおいて、コースの短縮(音響 2 声と共に S 旗を掲揚)を発した場合、その回航マークと S 旗を掲げたポールとの間がフィニッシュ・ラインとなる。

13.コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更を行う場合は、回航マークにおいて、反復音響と共に C 旗を掲揚し、次のマークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。これは RRS33(b)を変更している。

14.フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇の青色旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

15.ペナルティー

- 15-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、RRS44.2「2 回転ペナルティー」を適用する。

- 15-2 [DP] RRS 第 2 章以外の規則違反については、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「得点ペナルティー」または「タイムペナルティー」を課すことができる。これらは RRS64 を変更している。

16.タイムリミット

スタート信号後 90 分、または先頭艇がコースを帆走して 90 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしない艇はフィニッシュしなかった(DNF)と記録される。これは RRS 35、A 5.1、A 5.2 を変更している。

17.審問要求

- 17-1 抗議締切時刻は、最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

- 17-2 審問要求の様式は、ヨットハウス(管理棟)1F 会議室にあるレース本部で入手できる。

- 17-3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、

抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、指定したプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

18.得点

18-1 得点方式は、付則 A の低得点方式を適用する。

18-2 得点は次により決定する

〈総合〉

18-2-1 各艇の所要時間に T.C.F を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間 = T.C.F × 所要時間)。

18-2-2 同一修正時間の場合は、T.C.F. 値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。

〈IRC クラス〉

18-2-3 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間=TCC × 所要時間)。

18-2-4 修正時間が同一の場合は、TCC 値の低い艇を上位とする。この項は RRS A7 を変更している。

18-3 成立したすべてのレースをカウントする。この項は RRS A2 を変更している。

18-4 シリーズの成立には、1 レースを完了することが必要である。

19.[DP][NP]安全規定

19-1 出艇申告

SI 6「日程」の指示時間内にレース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

19-2 帰着申告

最終レース終了後 60 分以内にレース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

19-3 個人用浮揚用具

19-3-1 参加艇は、OSR 付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 および OSR 国内規定 5.01.1 に規定された個人用浮揚用具(ライフジャケット)を装備しなければならない。

・艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPE A か同等品(認証・桜マーク付き)または ISO12402-2(Level 275)、3(Level 150)、4(Level 100)、5(Level 50)いずれかの適合品でなければならない。

・JSAF 非登録艇に装備する個人用浮揚用具は、国土交通省型式承認 TYPEA か同等品(認証・桜マーク付き)の「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣」でなければならない。

19-3-2 レースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。これは第 4 章前文を変更している。個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、警告を発する場合がある。

19-4 携帯電話

参加艇はレース海域で使用できる 2 台以上の携帯電話を携行しなければならない。

20.[DP][NP]リタイア

レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。

艇は、陸上に戻ったら直ちに、リタイア申告書(様式不問)を提出しなければならない。

21.[DP][NP]無線の使用

艇は、レース中 VHF74ch での無線送信をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。これは、RRS41 の「外部の援助」に該当しないこととする。

22.運営艇

22-1 運営艇は「関空一周ヨットレース」旗を掲揚する。

22-2 PROTEST 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

23.賞

総合1位に賞状及びカップを授与する。2~3位はカップを授与する。
(「IRC」クラスは成績の掲示のみ行う。)

24.リスク・ステートメント

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。